

# 外食業特定技能1号技能測定試験実施要領

平成31年3月  
(改訂：令和元年8月)  
農林水産省食料産業局

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）の3（1）オ及び（2）ウに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」（平成31年2月法務省入国管理局）（以下「試験方針」という。）に従い、外食業の特定技能1号に係る技能試験（以下「外食業技能測定試験」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおり外食業特定技能1号技能測定試験実施要領を定める。

## 1 試験概要

### （1）実施言語

以下の言語により実施する。

ア 日本国内において実施する外食業技能測定試験（以下「国内試験」という。）については、日本語とする。

イ 日本国外において実施する外食業技能測定試験（以下「国外試験」という。）については、日本語を基本とし、一部問題については試験実施国の現地語とする。

### （2）実施主体

農林水産省が実施する公募により選定した民間事業者（以下「技能試験実施機関」という。）とする。

### （3）実施方法

コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）（注）方式又はペーパーテスト方式により試験を行う。

（注）テストセンターでコンピュータを使用して出題、解答するもので、受験者は、ブースで、コンピュータの画面に表示される問題をもとに、画面上で解答する。

### （4）事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所

- ① 平成31年4月 東京都及び大阪府
- ② 平成31年6月まで 地方会場含め国内数か所（農林水産省と技能試験実施機関が協議の上、決定する）
- ③ 上記以降 実施回数、実施時期及び実施場所については、農林水産省と技能試験実施機関が協議の上決定する。

### （5）受験資格者

以下のア及びイを満たす者とする。ただし、国内試験を受験する者にあつてはアか

らエの全てを満たす者とする。

ア 試験日において、満 17 歳以上であること

イ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること

ウ 以下のいずれにも該当しないこと

- ① 退学・除籍処分（自主退学を含む。）となった留学生
- ② 失踪した技能実習生
- ③ 在留資格「特定活動（難民申請）」により在留する者
- ④ 技能実習を含め、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という。）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの）。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者
  - ・「技能実習」
  - ・「研修」
  - ・「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」
  - ・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」
  - ・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」
  - ・「特定活動（インターンシップ）」
  - ・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」
  - ・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

エ 中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する者をいい、「3 月」以下の在留期間が決定された者、「短期滞在」、「外交」、「公用」のいずれかの在留資格が決定された者、特別永住者及び在留資格を有しない者等を除く。）であること又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者であること

## （6）試験実施時の注意事項

国外試験の実施に当たっては、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施するものとする。

## （7）受験者の募集

技能試験実施機関は国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのウェブサイト等を通じて受験者を募集することとする。

## （8）受験の申請等

技能試験実施機関は、（7）に基づき行う募集の期間内に行われた受験申請に限り受付け、次の各号に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を受験者に対して交付する。

- ① 受験資格
- ② 必要記入事項
- ③ 国内試験にあつては、本人を識別できる写真（写真データを含む。）
- ④ 国内試験にあつては、試験料の納付を証明する資料
- ⑤ その他、技能試験実施機関が定める添付資料

なお、試験会場の収容人数に達した場合には、（7）の募集の期間内であっても受験申請の受け付けを終了することができる。

## （9）試験料

技能試験実施機関は農林水産省と協議の上、試験実施に係る費用、試験実施国の所得・物価水準、他国が行う類似の試験の試験料等を勘案して決定し、試験実施に当たり作成する試験案内において示すこととする。

## （10）合否の通知方法

技能試験実施機関は、以下の方法により受験者に対し、合否を通知するものとする。

ア 国内試験にあつては、ウェブサイトにて試験合格者の受験番号を公表するとともに、受験者全員に合否を E-mail で送付する。

また、合格者に対しては、技能試験実施機関が予め定めた様式による合格証書を郵送にて送付する。

イ 国外試験にあつては、受験者に対し、技能試験実施機関が定める方法により合否を通知する。

## 2 試験実施体制

### （1）試験問題作成体制

試験の問題作成に当たっては、農林水産省は、食品衛生、日本語教育、作業安全等に係る有識者等からなる有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、本要領3から5で定める内容に基づき農林水産省が作成した出題範囲案及び配点基準案並びに農林水産省が公募により選定した試験問題案を作成する民間事業者（以下「試験問題作成機関」という。）が本要領3から5で定める内容に基づき作成し、農林水産省に提出した試験問題案を確認し、農林水産省に対し必要な助言を行う。

農林水産省は、委員会の助言を受け、外食業技能測定試験の出題範囲及び配点基準並びに「外食業技能測定試験問題」（以下「試験問題」という。）を策定する。なお、試験問題は、原則非公表とし、定期的に更新するものとする。

### （2）試験実施体制

農林水産省は、（1）の試験問題を技能試験実施機関に提供し、技能試験実施機関は、試験問題を用いて外食業技能測定試験を実施する。なお、国外試験の実施に当たっては、農林水産省の承認を得た上で、他の民間事業者等に業務の一部を委託するこ

とを妨げない。

### (3) 試験の適切な運用をフォローする体制

農林水産省は、試験問題作成機関及び技能試験実施機関に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。

また、農林水産省は、試験問題作成機関又は技能試験実施機関が法令、本実施要領又は上記指示に違反した場合には、その選定を取り消すことができるものとする。

## 3 試験水準

試験は食品衛生に配慮した飲食物の取扱いに加え、調理から接客に至る一連の業務を担い、管理することができる知識・技能を有していることを確認する観点から、試験の水準（難易度）は、我が国の外食業における実務経験年数の合計が平均2年程度（1～3年程度）の者が、本試験に特化した学習用テキスト等を用いた準備を行わずに受験した場合に5割程度が合格する程度の水準とする。

なお、試験問題作成機関は、2（1）の試験問題案の作成に当たり可能な限り試行的な試験を行い、その結果、当該試験が求められる技能・日本語能力水準を適切に測定するものとなっていないと判明した場合は、試験問題案の修正等の必要な対応を行う。

## 4 試験科目

試験は、学科試験及び実技試験から構成する。

試験科目は学科試験及び実技試験ともに「飲食物調理」、「接客」及び「店舗管理」の業務が適切に遂行できることを確認するものとし、単に専門的な知識の有無を評価するものではなく、外食業における作業の遂行に必要な正しい判断力及び作業に関する知識の有無についても評価できるものとする。

なお、試験は原則として三者択一方式を用いることとする。

### (1) 学科試験

衛生管理、飲食物調理及び接客全般に係る知識及び業務上必要となる日本語能力を測定する。

### (2) 実技試験（判断試験・計画立案試験）

図やイラスト等を用いた状況設定において正しい行動等を判断する判断試験及び所定の計算式を用いて必要となる作業の計画を立案する計画立案試験等により業務上必要となる技能水準を測定する。

## 5 合否の基準

学科試験及び実技試験の合計得点の65%以上を合格基準とする。ただし、実施方法等に応じ合格基準の調整が必要な場合には、技能試験実施機関は、試験実施前に農林水産省に報告するものとする。

なお、試験の配点については、受験者が申請時に選択した「飲食物調理主体」又は「接客主体」の別に沿って、傾斜配分を行うこととする。

## 6 試験問題の管理

試験問題（試験問題案を含む。）は不正防止の観点から厳重な管理策を講じるとともに、試験方針5（1）に基づく試験実施状況報告書において農林水産省が例題として公表するものを除いて原則非公表とし、試験終了後には試験問題を回収する等により、その管理の徹底を図ることとする。

## 7 試験の不正防止策

(1) 技能試験実施機関は、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督者を配置するとともに、遅刻者の扱いや途中退出等に係るルールを定め適正な試験の実施に努めることとする。

試験監督者は常に不正行為を監視し、不正行為があったことを確認した場合には、試験監督者の判断に基づき、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、試験問題、回答用紙及び受験票を回収してその受験者を退場させることとする。なお、試験監督者は、適切な措置を講じた後、速やかに技能試験実施機関に報告する。

なお、試験の実施に当たっては、パスポート、在留カード等の写真付き本人確認書類により氏名、性別、生年月日、国籍等を確認するなど、替え玉受験等の不正受験を防止するための措置を講じることとし、本人確認ができない場合には、当該受験者の受験は認めないこととする。

(2) 技能試験実施機関は、不正の手段によって外食業技能測定試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて外食業技能測定試験を受けることができないものとすることができる。

## 8 試験結果の公表方法

技能試験実施機関は、事業年度終了後1月以内に農林水産省に対し別紙様式により試験実施状況報告書（実施した試験の概要及び試験ごとの結果の概要）を提出する。農林水産省は、試験方針5（1）に基づき当該報告書（実施した試験の概要のうち試験問題については、例題として一部を記載する。）を遅滞なく法務省に提出し、確認を受けた後、個人情報を除いた上で、ウェブサイトで公表する。

## 9 その他必要事項

### (1) 書類の保存

技能試験実施機関は、技能試験を実施したときは、受験者の受験番号、氏名、生年

月日、住所及び試験の成績の内容、合否等を記載した帳簿（以下「受験者台帳」という。）を作成し、保存する。

書類の保存期間は、原則として、受験票は試験実施の翌年度の始期から起算して1年、答案（採点を含む）は同2年、合格証書再交付申請書、受験者台帳は同10年とする。

## （2）合格の取り消し

以下の不正行為が合格証書交付後に判明した時は、技能試験実施機関は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその試験の合格を取り消すとともに、既に交付した合格証書を返還させる。

- ① 試験の問題等秘密事項について試験関係者に情報提供を求め、かつ、これを受けたとき
- ② 受験申請書の記載内容に偽りがあったとき
- ③ その他受験に関して不正行為があったとき

## （3）合格証書の有効期限

合格証書の有効期限は、国内試験にあつては合格証書の発行日から10年間、国外試験にあつては試験日から10年間とする。

## （4）合格証書の再交付

合格証書の紛失又は毀損等があり、合格証書の再交付を行う場合、以下のとおり取り扱う。ただし、国外試験の合格者においては、試験日から5年間に限り、技能試験実施機関が定める方法により、合格者自らがウェブサイトからダウンロードするものとし、5年間を超えた後は以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 合格証書の再交付は、合格者本人からの申請により1回に限り行うことができる。ただし、合格証書の発行日から10年間に満たない時点（国外試験にあつては、試験日から10年間に満たない時点）で申請のあった場合に限る。
- ② 合格証書の再交付の申請は、技能試験実施機関が定める合格証書再交付申請書を技能試験実施機関に提出して行うものとする。
- ③ 技能試験実施機関は、合格証書再交付申請書の提出があつた場合、審査の上、再度合格証書を作成し、合格者に対し交付する。この場合の合格証書には「再交付」である旨の表示をするものとする。

## （5）秘密保持義務等

試験問題作成機関及び技能試験実施機関の関係者は、外食業技能測定試験及び試行的な試験の実施に当たり知り得た秘密を漏らし、又は、盗用してはならない。

## （6）個人情報の保護

試験問題作成機関及び技能試験実施機関の関係者は、外食業技能測定試験及び試行的な試験の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱

うこととする。

(別紙 1) 外食業技能測定試験 試験科目・問題数・配点方法

■ 学科試験

分類	項目	主な内容	問題数	配点	配点方法詳細		
					選択無し	調理主体	接客主体
基本科目	衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的衛生管理に関する知識</li> <li>・HACCPに関する知識</li> <li>・食中毒に関する知識 など</li> </ul>	10 問	満点：40 点 (@ 4 点)	40 点 (@ 4 点)	40 点 (@ 4 点)	40 点 (@ 4 点)
配点選択が可能な科目	飲食物調理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理に関する知識</li> <li>・食材に関する知識</li> <li>・調理機器に関する知識 など</li> </ul>	10 問	満点：20～40 点 (@ 2～4 点)	30 点 (@ 3 点)	40 点 (@ 4 点)	20 点 (@ 2 点)
	接客全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接客サービスに関する知識</li> <li>・食の多様化に関する知識</li> <li>・クレーム対応に関する知識 など</li> </ul>	10 問	満点：20～40 点 (@ 2～4 点)	30 点 (@ 3 点)	20 点 (@ 2 点)	40 点 (@ 4 点)
			合計 30 問	合計 100 点	100 点	100 点	100 点



■ 実技試験（判断試験・計画立案試験）

分類	項目	主な内容	問題数			配点
			判断試験	計画立案	合計	
基本科目	衛生管理	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：40点 （@8点）
配点選択が可能な科目	飲食物調理	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：20～40点 （@4～8点）
	接客全般	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：20～40点 （@4～8点）
			計9問	計6問	合計15問	合計100点

配点方法詳細		
選択無し	調理主体	接客主体
40点 （@8点）	40点 （@8点）	40点 （@8点）
30点 （@6点）	40点 （@8点）	20点 （@4点）
30点 （@6点）	20点 （@4点）	40点 （@8点）
100点	100点	100点

## (別紙2) 外食業技能測定試験の出題範囲

(学科試験・実技試験)

食品衛生に配慮した飲食物の取扱いに加え、調理及び接客に至る一連の業務を担い、管理することができる知識・技能

### 1. 衛生管理に関する知識

食品衛生法に基づく食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（食安発 0512 第6号）、HACCPの考え方を取り入れた食品衛生管理の手引き[飲食店編]（厚生労働省）、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書[小規模な一般飲食店事業者向け]（公益社団法人日本食品衛生協会）、衛生管理マニュアル（全国飲食業生活衛生同業組合連合会）、多店舗展開する外食事業者のための衛生管理計画作成の手引き～HACCPの考え方を取り入れて～（一般社団法人日本フードサービス協会）、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添、最終改正：平成29年6月16日付け食安発0616第1号）等から、飲食店・給食事業に従事する者として必要とされる基本的な衛生の知識を有し、その知識を活かして状況に応じた適切な判断ができること

#### 1) 基本的な衛生管理の知識

##### ①食中毒に関する基礎知識

- ・発生原因、食中毒の分類等

##### ②食中毒予防3原則

- ・細菌をつけない、増やさない、やっつける

##### ③食中毒を引き起こす代表的な細菌やウイルス

- ・代表的な食中毒を引き起こす細菌（サルモネラ菌、0157等）、ウイルス（ノロウイルス等）の種類

#### 2) 一般的衛生管理の知識

##### ①原材料の受入の確認

- ・外観、におい、包装状態、賞味期限等の確認

##### ②冷蔵・冷凍庫の温度の確認

- ・管理基準温度、温度確認のタイミング等

##### ③交差汚染・二次汚染の防止

- ・生肉、生魚介類の取扱い、保管方法、調理器具の洗浄・殺菌等

##### ④調理器具等の洗浄・消毒・殺菌

- ・洗浄、殺菌の手順等

##### ⑤トイレの洗浄・消毒

- ・洗浄、殺菌の手順等

##### ⑥従業員の健康管理・衛生的な作業着の着用等

- ・作業前の従業員に対する各種確認事項
- ⑦衛生的な手洗いの実施
  - ・衛生的な手洗いの手順
- ⑧清掃管理（調理場）及び廃棄物処理について
  - ・5S、計画的な清掃等

### 3) HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の知識（重要管理ポイント）

- ①HACCP の考え方を取り入れた衛生管理とは
  - ・食品（料理）のグループ分け
- ②重要管理のポイントについて
  - ・温度と時間の管理
- ③グループ1：「加熱しないもの」の管理方法について
  - ・冷蔵食品を冷たいまま提供
- ④グループ2：「加熱するもの」の管理方法について
  - ・冷蔵品を加熱し、熱いまま提供
- ⑤グループ3：「加熱と冷却をくりかえすもの」の管理方法について
  - ・加熱したものを冷却し、喫食にあわせ再加熱して提供
- ⑥その他の重要な管理ポイントについて
  - ・異物、寄生虫等の対応
- ⑦衛生管理の記録について
  - ・記録の目的等

### 4) 状況に応じて適切な対応をはかるための判断力【実技試験のみ】

- ・衛生管理全般において

## 2. 飲食物調理に関する知識

即食可能な食品を調理する点において外食業と共通点の多い惣菜製造業の技能実習評価試験「惣菜製造業技能評価試験（専門級）」で求められる知識と同等の調理作業における各種工程、調理器具、料理、労働安全に関する一般的な知識を有すること

### 1) 食材（原材料）に関する知識

- ①肉類について
  - ・牛、豚、鶏の各種部位、特徴等
- ②魚介類について
  - ・魚の部位、魚介類の旬等
- ③野菜・果実類について
  - ・野菜・果実類の種類、旬等

2) 下処理に関する知識

①下処理の目的

- ・下処理の方法、注意事項等

②野菜の下処理について

- ・野菜の代表的な切り方、かつぺん防止

③魚介類の下処理について

- ・魚の代表的なさばき方、加工された魚の名称

3) 各種調理方法に関する知識

①加熱調理

- ・炊く、茹でる、揚げる、炒める、煮る、焼く、蒸す（代表的な調理例含む）

②非加熱調理

- ・和える、成型、整え（代表的な調理例含む）

4) 調理機器、器具・備品等に関する知識

①調理機器について

- ・熱機器、冷機器、洗浄・消毒機器等

②調理器具・備品について

- ・フライパン、鍋、包丁、まな板、容器関係等

③計測機器類について

- ・中心温度計、はかり、温湿度計等

5) 労働安全衛生に関する知識

①調理場における労働安全衛生

- ・安全な作業、ユニフォームの正しい着用、重たいもの運び方、ドライキッチン等

②調理機器、調理器具・備品の取扱いについて

- ・スライサーの取扱い、包丁の取扱い等

③その他器具・備品の取扱いについて

- ・食器の取扱い、洗剤・殺菌剤の取扱い

④火災防止対応

- ・各種火気の取扱い、消火の対応

6) 状況に応じて適切な対応をはかるための判断力【実技試験のみ】

- ・飲食物調理全般において

### 3. 接客全般に関する知識

接客に必要な基本的な日本語が理解でき、おもてなしの考え方を理解して実践する上で必要となる一般的な接客の知識を有し、また多様化する食、キャッシュレス決済対応、インバウンド対応等に必要となる基本的な知識を有すること

#### 1) 接客に関する知識

##### ①接客サービスについて

- ・接客サービスの特性、顧客満足、顧客満足を決める要因等

##### ②接客における基本動作

- ・あいさつ、笑顔、服装・身だしなみ、お辞儀等

##### ③食事のマナーについて

- ・和食のマナー、洋食のマナー、中国料理のマナー

##### ④配慮が必要なお客様への対応

- ・お子様連れのお客様、高齢者のお客様、車椅子利用のお客様等

##### ⑤適切な配膳（サービング）について

- ・料理の速やかな提供、残った料理の持ち帰り、テイクアウト

##### ⑥接客基本用語とその使い方

- ・基本的な接客用語、敬語について、よく間違える敬語表現等

#### 2) 食に関する知識

##### ①食物アレルギーについて

- ・食物アレルギーとは、アレルギー表示

##### ②お酒の取扱いについて

- ・代表的なお酒の種類、お酒の提供における注意点

##### ③栄養について

- ・5大栄養素

##### ④味覚について

- ・味覚の種類等

##### ⑤食の多様化について

- ・宗教食、ベジタリアン・ヴィーガン等

#### 3) 店舗管理に関する知識

##### ①開店準備、閉店作業

- ・各作業の具体例

##### ②清掃作業（調理場以外）

- ・清掃で気をつけること、清掃の基本、清掃のポイント

##### ③現金とキャッシュレス決済の知識

- ・現金、代表的なキャッシュレス決済方式

4) クレーム対応に関する知識

①お客様からのクレームに対する対応

- ・クレームに対する基本的な考え方、クレーム対応の手順（例）

②異物混入発生時の対応

- ・異物とは、異物混入が発生したときの対応、異物混入防止ポイント（調理場以外）

5) 緊急時の対応に関する知識

①体調不良者が発生した場合の対応

- ・事例と主な対応方法

②災害が発生した場合の対応

- ・激しい地震が発生した場合、火事が発生した場合

6) 状況に応じて適切な対応をはかるための判断力【実技試験のみ】

- ・接客全般において

別紙様式（8 試験結果の公表関係）

〇〇年度外食業特定技能1号技能測定試験実施報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

〇〇年度に実施した外食業特定技能1号技能測定試験について、外食業特定技能1号技能測定試験実施要領8の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 実施した試験の概要（試験問題、試験に当たり講じた不正防止策の内容を含む。）
- 2 試験ごとの結果の概要（合格者名簿を含む。）

（注）各事業年度終了後1月以内に提出すること。